

小規模社会福祉施設の防火安全指針

横浜市消防局

はじめに（指針作成の目的）

この指針は、小規模な社会福祉施設やグループホームにおいて、火災による犠牲者が発生している現状を踏まえ、これらの施設の設置や運営に携わる皆様へ、火災予防上の提案をすることにより、高齢者や障害のある方が、将来にわたり、安心して利用できることを目的としたものです。

■ 指針の位置付け

この指針は、法令で定めるもの以外に、防火・避難に関する提案であり、関係者の皆様が、それぞれの立場で、火災を知り、どう備えておけばいいのかを考えていただくために作成しました。必ずしも、指針のすべてではなく、施設の実情に応じて選択し実行してください。

なお、指針本文中の下線部分———については、火災による被害を最小限に抑えるために、強く要請します。

■ 指針の構成について

○基本的な考え方（実線囲み）・・・施設等の安全に関する基本的な考え方を示したものです。

○解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・基本的な考え方についての具体的な取組や例を示しています。

■ 指針の活用方法

この指針は、各項目に分けて示していますが、防火・避難対策として互いに関連するものです。一の項目で実施不可能な場合でも、他の項目で補うようにしてください。

目 次

指針の適用範囲	1
第1 施設の立地及び仕様	2
第2 出火防止	5
第3 火災拡大防止対策	8
第4 消防用設備等の設置	10
第5 地域との連携	13
第6 訓練	14

指針の適用範囲

社会福祉施設で、次に掲げる対象物に対して本指針を適用する。

- 1 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第 1 (6) 項ロ（※ 1）及び(6) 項ハ（※ 2）に掲げる防火対象物で、延べ面積が 300 平方メートル未満のもののうち入居等（※ 3）の施設を有するもの
- 2 令別表第 1 (16) 項（複合用途対象物）に掲げる防火対象物で、前 1 に掲げる部分を有するもの

【解 説】

長崎県の認知症高齢者グループホームや群馬県の老人ホーム（県に無届け）での火災は、床面積が 300 平方メートル未満の小規模な施設であったにもかかわらず、多数の死傷者が発生しました。

これまで本市は、社会福祉施設に対して「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針」において、具体的な基準を定め、火災予防及び被害の軽減を目的に指導してきました。しかしながら、従前の指針の適用範囲は、2 階以上の階に入居施設があり、かつ延べ面積 300 平方メートル以上の施設を指導対象としており、今回火災が発生した防火対象物は、従前の指針の適用範囲外となっています。

そこで、この指針では、従前の指針において適用外であった 300 平方メートル未満の小規模社会福祉施設で、入居施設を有する防火対象物を対象に、ソフト面・ハード面を含めた総合的な指針として作成しました。

- ※ 1 有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。）、認知症高齢者グループホーム、障害者ケアホーム（主として障害の程度の重い者を入所させるものに限る。）など。
- ※ 2 (6) 項ロ以外の有料老人ホーム・障害者ケアホーム、障害者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設など。
- ※ 3 「入居等」とは、高齢者や障害者などが居住、入所又は宿泊することをいう。

第1 施設の立地及び仕様

小規模社会福祉施設は、入居者が火災時に容易に避難できる場所や施設とすること。

1 新築をして運営する場合

- (1) 避難上支障がないよう、次の点に留意して、場所を選定すること。
 - ア 道路狹隘地区ではないこと。高い崖や擁壁に面していないこと。
 - イ 近隣に住居等がある場所とすること。
- (2) 施設の仕様について
 - ア 2階以上の入居室には、バルコニーを設置すること。
 - イ 施設内の階段、廊下などは、入居者に考慮した傾斜、幅員を確保すること。
 - ウ 入居室は、避難口まで容易に至れるような配置とし、複雑な形態の間取りを有していないこと。
 - エ 入居室又は出入口を施錠して就寝をする場合は、職員により常時解錠可能な場合を除き、自動火災報知設備と連動して解錠できるもの、若しくは一のスイッチで一斉解錠できる装置とすること。

2 既存の建築物を利用して運営する場合

- (1) 前1の条件に合った建築物を選定すること。
- (2) 消防法や建築基準法令等について、適正に維持管理されている建築物であること。

【解 説】

施設を新たに運営する場合は、努めて次の事項に注意し、建物の選定を行ってください。

施設の仕様について、既に運営している場合は、改修の機会をとらえて実施することが望まれます。

- 道路狹隘地区は、消防車両や救急車両の進入が困難な場合があります。
- 高い崖や擁壁に面している敷地は、火災時に避難の支障となる場合があります。
- 近隣に住居等があることで、災害時に近隣住民による119番通報や避難・救援活動等が期待できます。
- 入居室からの一時避難ができるように、新築の場合は、2階以上の入居室に面する部分にバルコニーを設置してください。また、既存建物を利用する場合は、バルコニーが設置してある建物を選んでください。

- バルコニーに面する窓は、避難が容易な掃き出し窓としてください。また、バルコニーは、支障なく避難できるように、物などを置かないようにしてください。



バルコニーの設置例

- 階段や廊下は、避難の時に入居されている方が無理なく通行できる傾斜とし、火災時には職員による「手つなぎの避難誘導」ができるように、幅 1.2 メートル以上確保することが望まれます。

さらに、夜間や停電時の避難対策として、廊下や階段に「足元灯」などを設置することで、円滑に避難ができます。



足元灯の設置例

- 入居室から避難口までは、避難者が迷うことがないように、単純な避難経路とすることが必要です。そのためには、入居室出入口から避難口が見通せることが望まれます。

- 自力避難困難者は、避難に時間がかかるので、避難階又は避難口に近い居室を選定する必要があります。また、避難しやすい居室であれば、外部からの救助も期待できます。
- 火災時に、居室や出入口が施錠されていると、避難の障害になることはもとより、施設に到着した消防隊又は近隣協力者の避難誘導の支障となることから、火災時には自動的に解錠されていることが望まれます。
- 既存建物を利用して運営する場合は、建物用途の変更により、消防設備や建築設備の設置義務が生じる場合がありますので、あらかじめ管轄消防署・建築局などの行政機関に必ず相談してください。

消防法令や建築基準法等について、適正に維持管理されている建物を選ぶことが重要です。

- * 本項目の条件が困難な場合には、消防用設備等を設置するなど、他の対策について考慮してください。

【参考】 バルコニーの構造は次によることが望まれます。

- 1 車椅子対応により奥行きは1.0メートル以上とすること。
- 2 転落防止のため高さ1.1メートル以上の手すり等を設置すること。
- 3 2方向避難を確保するため、バルコニーを階段やスロープに接続するか避難器具（例：ハッチ式救助袋）を設置すること。
- 4 避難に際し構造耐力上支障のない構造とすること。

第2 出火防止

直接火災の原因となる火気の管理については、次の事項について、施設職員が認識するだけでなく、入居者へも十分な説明と協力の下で行うこと。

- 1 火気管理
入居室は、原則として裸火の使用を禁止すること。
- 2 喫煙管理
建物内外で喫煙する場合には、喫煙場所を設けること。
- 3 暖房設備
暖房用の火気使用設備器具は、ファンヒーター等の裸火が露出していないものとする。
- 4 ちゅう房設備
ちゅう房設備は、電磁調理器又は安全機能付ガスコンロを使用すること。
- 5 入居室の管理
施設職員及び入居者は、定期に入居室のチェックを行い、火気管理、コンセントのトラッキング現象の防止及び室内の整理整頓について互いに、確認すること。

【解 説】

入居室や台所からの出火は、人的被害に直結するおそれがあります。入居室での喫煙、裸火を用いた暖房器具、仏壇のロウソクや、台所のコンロ等、火気についての使用制限を行うことで出火防止対策が図られます。

- たばこによる出火は、毎年火災原因の上位となっています。社会福祉施設では、入居者が自ら火の取扱いの管理ができない場合や、入居室における喫煙に対して、施設職員の目が行き届かない場合があることから、喫煙場所を特定することが重要です。

喫煙場所を設けることが難しい施設については、喫煙しても火災にならないように、寝たばこをしないことや、灰皿に吸い殻をためないことなどを、施設職員、入居者の双方で認識し、管理することが必要です。

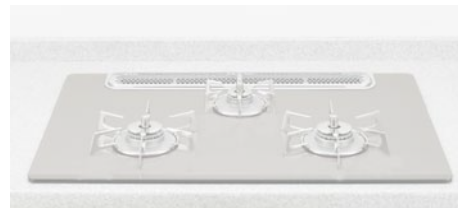
- 暖房用のストーブについては、出火の原因となりやすい熱源が露出しているものは原則として使用せずに、ファンヒーター等を用いることが望まれます。

- 電磁調理器は、コンロ廻りの可燃物や着衣への着火危険などを軽減する効果があります。
- 現在販売されているガスコンロは、すべてのバーナーに安全機能が設置されています（移動できる卓上コンロを除きます）。従前のガスコンロを使用している場合には、最新のものに交換することが望まれます。

安全機能付ガスコンロ

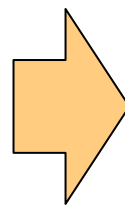
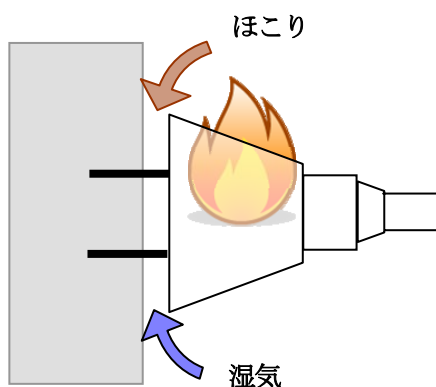
3つの安全機能が設置されています。

- ・ 調理油過熱防止装置
- ・ 立ち消え安全装置
- ・ 消し忘れ消火機能



- プライバシー保護の観点から、入居室の管理を入居者自身に任せている施設においては、火気管理や整理整頓、コンセントの清掃などについて、施設職員の目が行き届かず、火災に至る場合があります。そのため、定期的に施設職員が入居者と共に、清掃、整理整頓を行うことで、火災を未然に防ぐことができます。

トラッキング現象



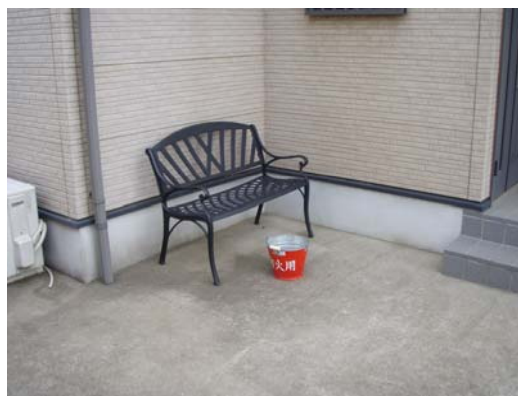
長期間、電源プラグを、コンセントに差し込んでいると、隙間にほこりがたまり、このほこりが湿気を吸うことにより、放電が起こり、発熱して、火災が起こります。

- * 火災の発生を防ぐためには、施設内からの出火防止を図るだけでなく、施設の周りには、燃えやすいものを置かない、といった放火に対する対策も必要です。
- * 将来、自立を目指す入居者が、火の取扱いに慣れておくことが必要な場合は、一律の規制をすることがそぐわないので、有効な消防用設備等を設置するなど、他の対策について考慮してください。

喫煙場所の設置例

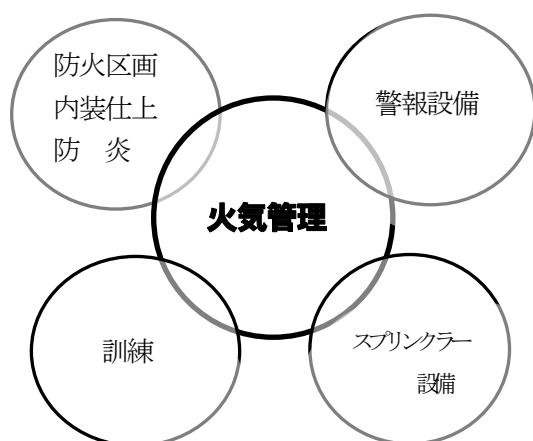


屋内の喫煙場所



屋外の喫煙場所

○ 出火防止対策の関連性



★出火防止を図るには火気管理が重要です。

- 火災が発生した場合でも、警報設備で早期に、火災発生を知ることができる。
- 火災が発生した場合でも、防火区画等やスプリンクラー設備で、火災の拡大を抑制する。
- 日頃の訓練により、火災発生時の行動が迅速に行える。

第3 火災拡大防止対策

火災の拡大を防止し、避難に要する時間を確保するために、構造及び内装の仕上げについて、次の点に留意すること。

1 構造、内装仕上げ

- (1) 入居室は、原則として、壁と天井を石膏ボード等の不燃材料により施工し、内装の仕上げを準不燃材料以上とすること。
- (2) 入居室の出入口は、原則として自動閉鎖式とすること。
- (3) ちゅう房部分は、原則として、(1)及び(2)と同様の施工をすること。

2 防災物品・防災製品

- (1) 施設内のカーテン、じゅうたん等は、防災物品以外の物を入居者が持込まないように入所規約に明記すること。
- (2) 寝具類（敷布、カバー、布団、毛布類等）や寝衣類、ソファ等布製の家具類は防災製品を使用すること。

【解 説】

火災による死者の多くは、逃げ遅れによるものです。また、小規模な施設は火災時に施設全体に煙が充満し、短時間で危険な状態となることが予想されます。出火場所からの煙や火災の拡大を防ぐためにも、次の事項に気を付けてください。

既に、施設を運営している場合は、改修の機会をとらえて実施することが望めます。

- 入居室やちゅう房など、出火のおそれがある部屋を区画し、自動閉鎖式（ドアクローザー等）の扉を設置することは、煙の拡散及び火災の拡大をおさえることができ、避難時間が多くとれます。

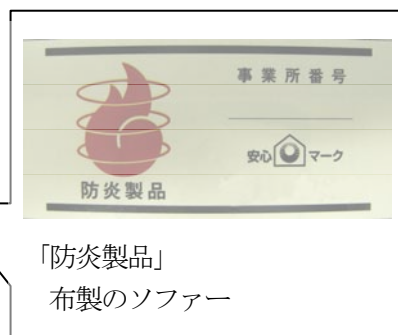
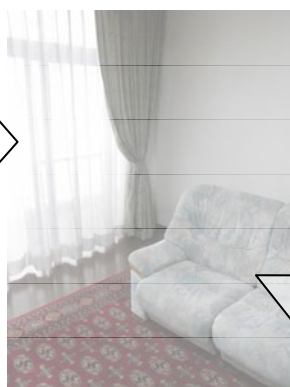
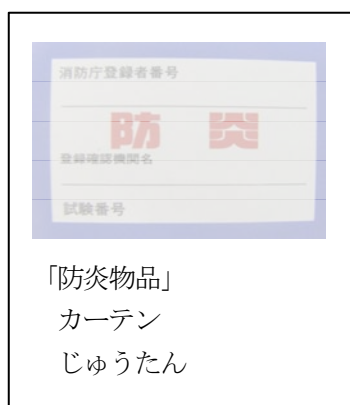
引き戸等で、自動閉鎖装置の設置が困難な場合には、常に扉を閉鎖させておくことでも効果があります。また、和室などを入居室として利用する場合は、欄間等を塞ぐことで煙の流入を防止することができます。

- 施設において使用するカーテン、じゅうたん等は、消防法により火災の発生や拡大を防止するために防災性能を有するもの（これを「防災物品」といいます。）の使用が義務づけられています。しかしながら、入居者が今まで暮らしていたような部屋づくりをするために、馴染みのカーテン、じゅうたん等、防災性能を有していないものが使用されるおそれがあります。

そこで、入所規約等に、カーテン、じゅうたん等は防災物品を使用する旨を盛り込むことで、施設者、入居者が共に防災物品の使用について確認できることを期待するものです。

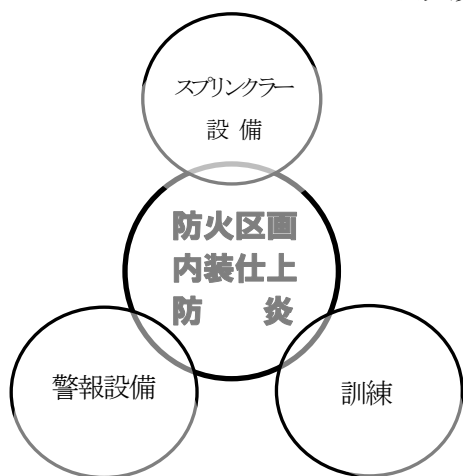
また、長崎県のグループホームでの火災では、石油系材料のソファが、延焼拡大させる要因にもなったことから、布製の家具類や寝具類についても、燃えにくい性能を有するもの（これを「防災製品」といいます。）を使用することが望まれます。

防災物品と防災製品



◆ 火災拡大防止対策の関連性

★火災の拡大を防止するには、防火区画等が重要です。



- 防火区画等が出来ない場合には、スプリンクラー設備で火災の拡大を抑制する。
- 防火区画等が出来ない場合には、警報設備で早期に火災の発生を知ることができる。
- 日頃の訓練により、火災発生時の行動が迅速に行え、火災の拡大前に初期消火や避難ができる。

第4 消防用設備等の設置

消防法令上の設置義務がない施設においても、次に掲げる消防用設備等を設置すること。

1 消火設備

- (1) 消火器又は簡易消火用具
- (2) スプリンクラー設備又は自動消火装置

2 警報設備

- (1) 自動火災報知設備
なお、居室に設ける自動火災報知設備の感知器は煙式とすること。
- (2) 住宅用火災警報器
自動火災報知設備が設置されない防火対象物については、住宅用火災警報器を設置すること。
- (3) 火災の発生を周囲に知らせるための措置（赤色灯、自動火災報知設備のベルの増設等）を講ずること。

3 消防機関への通報設備

夜間施設職員が不在又は少人数となる施設にあっては、自動火災報知設備と連動した消防機関へ通報する火災報知設備を設置すること。

【解 説】

消防法令の改正により、平成 21 年 4 月から社会福祉施設への、消防用設備等の設置基準が強化されましたが、設置規制に至らない施設であっても、人命安全の確保のため、消防用設備等を設置することにより、火災を早期に発見でき、消火、119 番通報等が行えることから前向きに検討してください。

- 火災の拡大を防ぐためには、消火器による初期消火を行うことが非常に重要です。消火器の他にも小火程度であればスプレー式の消火用具も有効です。
- 火災の時には自動で作動し、消火又は延焼拡大を抑えるスプリンクラー設備を設置することは、施設の安全を確保する上で重要なことといえます。

また、法令基準によるスプリンクラー設備のほかに、住宅用下方放出型自動消火装置（※1）を、各居室等に設置することでも効果はあります。

- 自動火災報知設備は、消防法令の改正でも、300 平方メートル未満の(6)項ハには義務づけられていませんが（※2）、火災の早期発見のためには、自動火災報知設備の設置が

望めます。

また、短時間で煙が充満するおそれのある小規模な施設では、感知器を煙式とすることで、火災の発生をさらに早く知ることができます。

- 住宅には、火災による死者をなくすために住宅用火災警報器の設置が義務化されました。そこで、自動火災報知設備が設置されない施設は、住宅用火災警報器を設置してください。

設置の際には、一つの住宅用火災警報器が感知すると、他の警報器も警報音が鳴る連動型住宅用火災警報器が望めます。

・単独型住宅用火災警報器



天井設置型・煙式



天井設置型・熱式



壁掛型・煙式

・連動型住宅用火災警報器



連動型・煙式



(感知) 火事です
火事です



火災



(連動) 警報音



(連動) 警報音

住宅用火災警報器は、法令により規格が定められており、規格適合製品には「NSマーク」が表示されています。設置の際の目安としてください。



- 自動火災報知設備のベルや、自動火災報知設備と連動した赤色灯を屋外に設置することで、近隣へ早期に火災の発生を知らせることができ、外部からの手助けが期待できます。
- 消防機関へ通報する火災報知設備は、500平方メートル未満の(6)項へには義務づけられていませんが、夜間職員が不在、または、少人数となる施設は、火災の際、消防機関への通報ができないおそれがあります。

そこで、自動火災報知設備を設置し、それと連動した通報装置を設置することによって、自動的に消防機関へ通報することができ、早期に消防隊の出動が可能となります。

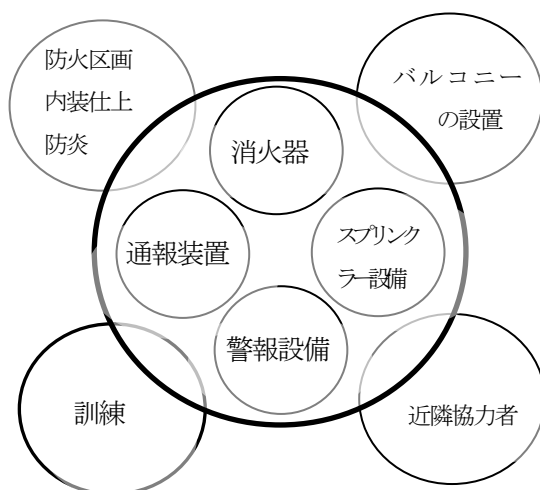
※1 「住宅用下方放出型自動消火装置」

容器に入った消火薬剤を天井又は壁に設置して、火災の際、自動で放出し消火する装置をいいます。

※2 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造以外の施設にあっては横浜市火災予防条例により200平方メートル以上で自動火災報知設備が設置義務となります。

- * 消火器で消火できる火災は、天井に炎が及ぶまでといわれています。初期消火が出来ない場合には、消火にとらわれず避難を優先させるなどの行動も必要です。
- * 入居者によっては、自動火災報知設備のベルの音で萎縮して動けない場合があります。訓練でベルの音を聞かせ、ベルが鳴った場合の行動を熟知させるなどの対策も必要です。

◆ 消防用設備等



★スプリンクラー設備が設置出来なくても、警報設備を設置し、火災を早期に発見できるようにするなど、消防用設備相互で補完する。

- ・消防用設備等が設置出来ない場合には、延焼を押さえるための防火区画又は一時避難に有効なバルコニーを設置する。
- ・通報装置が設置できない場合には近隣協力者との連携体制を確保する。
- ・日頃の訓練により火災発生時の行動が迅速に行える。

第5 地域との連携

地域との連携協力体制を確保すること。

【解 説】

小規模社会福祉施設は、夜間の職員が少なく、通報、初期消火、避難誘導を実施することが困難であると思われます。そのため、日頃から地域住民等との交流を図ることにより、緊急の場合における連携協力体制を確保することが大切です。また、努めて自治会・町内会等に入会し、地域の行事等に積極的に参加するなど、日頃から地域の一員として付き合うことで、施設の存在や入居者の特性を地域住民等に認識され、火災の際に地域住民との連携が期待できます。

地域住民等との連携がとれている施設の実例

【例1】

区社協、区の災害ボランティアネット、福祉作業所などが中心となり、アドバイザー（横浜市火災予防協会）の助言をもとに、「福祉と地域の防災お見合い会」を開催し、自治会町内会、民生委員、防災拠点役員、地域住民などを招いて、福祉施設の職員及び障害当事者との意見交換会を行いました。この「お見合い会」を通じて相互に理解が深まり、その後、地域の秋祭りに招待され、「地域デビュー」を果たすことができました。

また、施設側は自治会町内会に対し、大災害時に、歩行困難高齢者などの一時預かりを申し出たことによって、地域住民との信頼が生まれ、さらに交流のキッカケを作ることができました。この活動については、障害当事者やその家族が活躍することで、優しいまちづくりに貢献しています。

【例2】

ある市の高齢者ケアホームでは、地域住民が、自治会町内会からの要請をされることなく、自発的に「市民協力員」となり、施設に災害があった場合に、いち早く駆けつけ活動を行います。この施設は、市民協力員 26 人分の、ヘルメット、ゴム長靴、腕章を負担しています。

実際に平成 21 年 4 月に発生した火災では、27 人の施設高齢者を、市民協力員、消防団、他の近隣住民で避難誘導や救出活動を行いました。不幸にも一人がお亡くなりになりましたが、多くの利用者は無事であり、市民協力員等の協力活動がなければ大惨事になっていました。

第6 訓練

定期に訓練を実施し、施設職員及び入居者に火災時にとるべき行動を熟知させること。

【解 説】

小規模な施設は、火災対応の遅れにより深刻な被害が発生するおそれがあります。

火災という非常事態のなかで、迅速・的確に行動するには、日頃から訓練を積み重ねて、行動力を身につける以外にありません。

訓練を実施することは、施設職員や入居者に防災意識の向上を図るだけではなく、出火防止や避難経路の維持管理など、日常の点検にもつながります。

- 全員の参加で行う訓練は、頻繁にできるものではありません。「通報訓練」、「消火訓練」、「避難訓練」といった行動に分けて、実施することでも効果があります。

その際、無理、無駄がないかをチェックしてみてください。

- 毎回、火災対応行動に要した時間を計測し記録することにより、訓練効果が実感でき、継続的な取り組みへの支えにもなります。

- 火災のとき、避難後に施設に戻ってしまう事例は珍しいことではありません。

理由としては、①避難訓練終了後、すぐに解散して部屋に戻ると、その習慣がついてしまうこと、②避難後に、避難誘導した職員に付いていってしまうことがあげられます。

避難訓練のときに、いったん避難した人のスペースをつくり、しばらくそこで過ごしてから戻るなど、入居者にあった工夫も必要です。

＊ 下記の消防用設備等を設置することで、行動の一部が自動化され、避難誘導に専念することができます。

- ・「自動火災報知設備・住宅用火災警報器」・・・火災の発見、避難開始
- ・「スプリンクラー設備等の自動消火」・・・消火
- ・「消防機関へ通報する火災報知設備」・・・119番通報

訓練要領

《4つの活動》

火事だ～！

(大声で近隣に聞こえるように)

火災の発生

① 119番通報



ポイント

- 119番通報要領の確認
- 消防通報装置等の取扱い要領の習熟
- 近隣の協力体制の確保

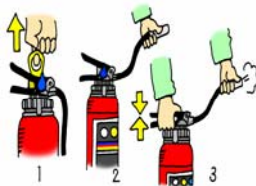


② 初期消火



ポイント

- 消火器等の維持管理
- 取扱い方法の習熟
- 消火可能かの判断
- 退路の確保



③ 避難誘導



ポイント

- 入居者への伝達
- 避難経路の確保
- 逃げ遅れの確認
- 搬送方法の習熟
- 睡眠導入剤等を服用している入居者への対応
- 近隣の協力体制の確保



④ 消防隊への情報提供

(出火場所、避難状況、危険物の有無など)



- ・入居者の安全を優先する
- ・訓練の習熟度に合わせ、多様な想定を設定する
- ・訓練は継続して行い、問題点は改善する

横浜市火災予防協会では、火災を想定した通報、初期消火、避難誘導のあり方について施設関係者参加型のシュミレーション研修、「障害者・高齢者社会福祉施設関係者に対する防災安全研修会」を毎年開催しています。研修のねらいは

- ・「失敗」から学び「気づき」を得る。～再検討し、修正を行う。
- ・「継続」し「情報共有」する。～研修で得たことを職場に持ち帰り伝え、失敗や成功事例を共有する。

〔お問い合わせ〕 社団法人横浜市火災予防協会

〒232-0064 横浜市中区別所 1-15-1 KCL ビル 2 階 TEL 045-714-0929